

予算要求資料

令和7年度3月補正予算

支出科目 款：総務費 項：総務管理費 目：財産管理費

**事業名 【新】まちをつくる人を育てるプロジェクト推進事業費
(R8分)**

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 公共建築課 建築計画係 電話番号：058-272-1111(内4815)

E-mail : c11660@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,095千円 (現計予算額) 0千円

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
現計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補正 要求額	8,095	3,290	0	0	0	0	0	0	4,805
決定額	8,095	3,290	0	0	0	0	0	0	4,805

2 要求内容**(1) 要求の趣旨 (現状と課題)**

建築業界においては、技術者・技能労働者の高齢化や若年層の入職減少が進行するなか、将来的な建築工事の品質確保に支障をきたすことが懸念されおり、次世代への技術承継とともに、将来の担い手となる人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。一方で、人口減少に伴い、産業間での人材確保競争は一層激化しており、建築分野に対する理解や関心を持つ若者を早期に育む取組が求められている。特に、進路選択を意識する前の小・中学生の段階から、「建築」に触れる機会を設け、ものづくりの楽しさや建築の社会的意義を実感できるようにすることが重要である。こうした早期からの働きかけにより、建築への興味が芽生え、高校・大学と学習段階が進む中で、その関心が職業意識へと発展し、最終的に県内で建築分野に携わる将来像を描けるようになることが期待される。このため、県としては、各学習ステージに応じた段階的な啓発・体験機会を継続的に提供し、将来の建築人材の裾野拡大を図ることが重要である。

(2) 事業内容

将来の進路選択の候補や県内建築関係企業への入職に結びつくように、以下のとおり若者の学習ステージに応じた事業を実施し、まちづくり人材の育成を図るとともに、魅力をPRする。

<全世代対象> 若者を中心としたすべての世代に対し、「建築」の魅力を発信

① 建築業魅力発信事業

<小学生対象> 建築物の素晴らしさ、つくる喜びを体感できる事業を実施

② 体験会等事業 (工作体験教室、建築物等見学会)

<中学生対象> 建築技術等に触れ、「建築」への興味・認識を持てる事業を実施

③-1 中学生向け出前講座 (出前授業)

③-2 体験会等事業 (BIM体験教室)

- ＜高校生等対象＞ 「建築」への興味が増幅し、進路先として選択できる事業を実施
- ④-1 高校生等向け出前講座（出前授業、交流サロン、現場等見学会、BIM操作研修）
 - ④-2 建築関係資格取得支援
- ＜大学生等対象＞ 県内で働く姿を具体的に描き、入職を希望できる事業を実施
- ⑤-1 建築と学生を繋ぐブリッジプログラム事業
 - ⑤-2 企業展（オール岐阜・企業フェス）での相談会
 - ⑤-3 インターンシップ支援事業

（3）県負担・補助率の考え方

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、担い手の中長期的な育成・確保が発注者の責務であるとされている。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	304	講師報償
旅費	457	業務旅費、費用弁償
消耗品費	429	工作体験等消耗品、テキスト購入等
会議費	19	講師飲料等
印刷製本費	123	チラシ印刷
保険料	5	保険料
委託料	6,581	研修等業務等委託
使用料及び賃借料	177	会場借上料、施設入館料、バス借上料
合計	8,095	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略（R5～R9）
・次世代を見据えた産業の振興（産業を支える人材の育成・確保）

（2）国の状況

担い手3法（改正：平成26年6月4日）において、建設工事の担い手の確保及び育成とその支援に関する責務が追加され、建設業の人材不足について、国においても喫緊の課題として捉えられている。

※担い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

（3）後年度の財政負担

参加者や建築業界、教育機関の要望等を踏まえて適宜事業内容を見直しつつ、継続的に実施

（4）事業主体及びその妥当性

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、担い手の中長期的な育成・確保が発注者の責務であるとされている。また県は、「岐阜県建築担い手育成協議会」を設立して、建築関係団体や教育機関とともに建築業界の担い手確保に取り組んでおり、県内建築業界全般にかかる担い手確保施策の実施主体として妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業
□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

今後の大量退職や人口減少等が想定される中、次を事業目標とし、建築業界の担い手確保・育成や生産性向上、技術継承等を図る各種施策を実施する。

- ①若年（29歳以下）就業者数：R10年度まで、7,925人（R2国勢調査結果）を維持
- ②若年就業者数の占める割合：R10年度まで、10.4%（R2国勢調査結果）を維持

【岐阜県の建設業者就業者数】

出典：国勢調査

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
建設業就業者数（人）	115,957	101,182	84,542	80,479	76,184
若年就業者数（人）	24,853	15,749	9,594	7,849	7,925
若年就業者数の割合（%）	21.4	15.6	11.3	9.8	10.4

※建築業界に限ったデータが存在しないため、土木分野を含む建設業としての数値を用いる（以下、目標の達成度を示す指標と実績も同様）。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R9)	達成率
①若年就業者数 (29歳以下)	7,849人		7,925人	7,925人	7,925人	
②若年就業者数 の占める割合	9.8%		10.4%	10.4%	10.4%	

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

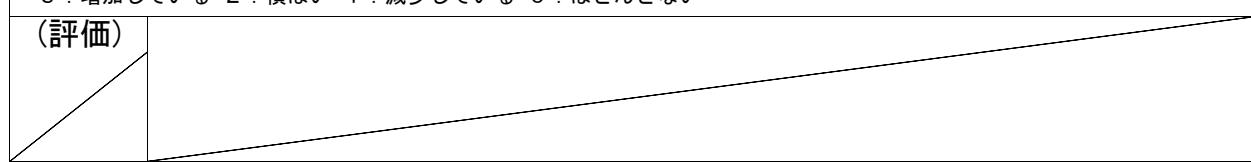
令和4年度				
	指標① 目標： 人 実績： 人 達成率： %			
令和5年度				
	指標① 目標： 人 実績： 人 達成率： %			
令和6年度				
	指標① 目標： 人 実績： 人 達成率： %			

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない



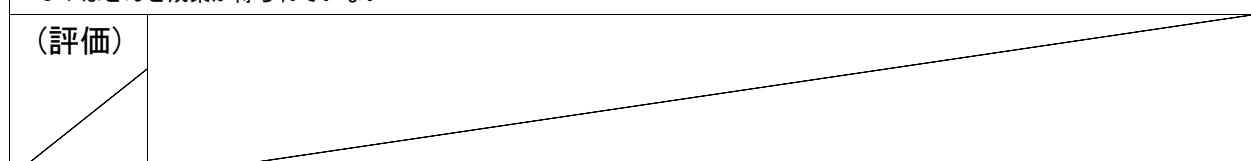
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり

2：期待どおりの成果あり

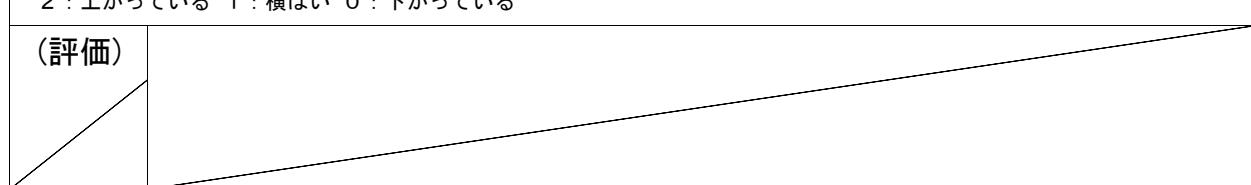
1：期待どおりの成果が得られていない

0：ほとんど成果が得られていない



・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている



(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

建築業界、教育機関及び行政が協働して事業を進めていく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

建築業界、関係機関のニーズや参加生徒・学生等の意見を踏まえ、事業見直しを加えながら実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	